

## 山口市バス交通系 I C カード整備促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内を運行するバスについて、その利用者の利便性の向上を図るため、路線バス事業者に対し、交通系 I C カードシステムの導入経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 路線バス事業者

道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。

(2) 山口県生活交通確保維持改善協議会

バス交通の活性化のために、中国運輸局山口運輸支局、県、関係市町及び関係の路線バス事業者並びに公益社団法人山口県バス協会等をもって構成する協議会をいう。

(3) 国庫補助事業

次に掲げる交付要綱のいずれかに基づいて国の補助の対象となった事業をいう。

ア 訪日外国人受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱(平成28年2月29日付け観産第690号)

イ 観光振興事業費補助金交付要綱(平成30年3月28日付け国総支第61号、国鉄総第324号、国自旅第293号、国海内第186号、国港総第596号、国空事第1071号、国空業第164号、観参第293号)

ウ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(新モビリティサービス推進事業)交付要綱(平成31年4月18日付け国総計第3号)

(補助金交付の対象等)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、路線バス事業者が、山口市内のバス路線を走行するバス車両に、交通系 I C カードの利用を可能とするシステムを導入する事業のうち、国庫補助事業として交付決定された事業とする。

2 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は別表に掲げるとおりとする。

3 補助金の額は予算の範囲内において、別表に掲げる補助対象経費に補助率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする路線バス事業者(以下「申請者」という。)は、山口市バス交通系 I C カード整備促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)を作成し、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の営む主な事業の内容を記載した書類

(2) 補助事業の経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の負担者、負担額及び負

担方法を記載した書類

- (3) 補助事業の効果を記載した書類
- (4) 前事業年度の全事業に係る損益計算書及び貸借対照表
- (5) 山口県生活交通確保維持改善協議会の策定した生活交通改善事業計画
- (6) 国庫補助事業の交付決定通知書の写し

(交付決定)

第5条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理した場合は、これを審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を山口市バス交通系ICカード整備促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定しようとする場合、必要に応じて、当該補助金の交付について、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 前条の補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その補助金の交付の決定又はこれに付された条件に不服があるときは、当該補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日以内に補助金交付申請書の取下げをすることができる。

- 2 前項の補助金交付申請書の取下げがあった場合は、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第7条 補助事業者が、補助事業の内容、完了予定期日又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、山口市バス交通系ICカード整備促進事業費補助金に係る事業計画の変更承認申請書（様式第3号）に、補助事業を中止又は廃止をしようとするときは、山口市バス交通系ICカード整備促進事業費補助金に係る事業の中止（廃止）承認申請書（様式第4号）により、市長の承認を得なければならない。

(軽微な変更の範囲)

第8条 軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とし、前条の承認申請は省略できるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の10パーセントを超える額の変更を伴う事業内容の変更
- (2) 補助事業に要する物の品目、規格、型式又は数量の変更（ただし、機器取付工事に係る部材の変更を除く。）
- (3) 補助事業の完了予定期日の1月以上の延期又は当該期日の属する年度の翌年にわたる延期

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、山口市バス交通系ICカード整備促進事業完了実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して1月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、収支計算書及びその他参考となる資料を添えて提出しなければ

ならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の実績報告書の内容の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、山口市バス交通系ICカード整備促進事業費補助金額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、補助事業者からの山口市バス交通系ICカード整備促進事業費補助金請求書(様式第7号)に基づき補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた場合、補助事業者は補助金の額の確定前に、概算払を請求することができるものとする。

3 補助事業者は、前項の請求をする場合に、山口市バス交通系ICカード整備促進事業費補助金概算払申請書(様式第8号)に第1項に規定する補助金請求書を添えて申請するものとする。

(他の用途への使用禁止)

第12条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に使用してはならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業者が国庫補助事業の補助金の返還命令を受けたとき。
- (5) 補助事業者が補助金の交付を受けた年度内(関係市町における出納整理期間を含む。)に国から国庫補助事業の補助金の交付を受けられなかったとき。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業の区分	補助対象経費	補助率
バス交通系 I C カードシステムの導入事業	交通系 I C カード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステムの導入に要する経費（システム開発費、設備整備費等）で、国庫補助事業の対象となった経費	1 / 6 に関係市町の総実車走行キロに占める山口市内の実車走行キロの比率を乗じた率